

事務連絡
令和2年4月3日

市立小・中学校長 様

小金井市教育委員会学校教育部
指導室長 浜田 真二
(公印省略)

小金井市立小・中学校の臨時休校について

国や東京都教育委員会の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、小金井市では市立小・中学校を3月2日から臨時休校といたしました。これまでの間、市立小・中学校における臨時休校へのご対応に感謝申し上げます。

そのような中、4月から学校を再開する方向で文部科学省や東京都教育委員会からガイドラインが示されましたので、これを受けて、小金井市でも、学校を再開するための準備を進めてきました。日本国内の新型コロナウイルス感染症の感染状況は、爆発的な感染拡大や患者が急増している様子は見られず、引き続き持ちこたえていると報道等では伝えられています。しかしながら、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、感染者数が急増しており、東京都においては「今がまさに感染拡大を抑えられるかの重大な局面」「感染拡大重大局面に変わりなし」などと伝えられています。

つきましては、子供の健康と命、健やかな成長と未来を第一に考え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、市立小・中学校において下記のとおり対応するよう、お願いします。

記

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止

2 臨時休校期間

(1) 小学校全学年、中学校第2・3学年

- ・令和2年4月7日(火)から5月6日(水)まで
- ・4月6日(月)の始業式、小学校入学式は実施する。

(2) 中学校第1学年

- ・令和2年4月8日(水)から5月6日(水)まで
- ・4月7日(火)の入学式は実施する。

3 登校日

(1) 教科書等の配布、休校中の課題の連絡や取組状況の確認等を行うため、1回2時間程度、週1回程度の登校日を設定する。

(2) 登校日には、集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なることを徹底的に回避する。

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多くの人が密集
- ③近距離での会話や発声

- (3) 「児童・生徒を登校させる場合のチェックリスト」、「健康・生活習慣・ふりかえり記録表」を活用し、感染を防ぐための万全の対策をとる。
- (4) 児童・生徒を分散させて登校させる。教室等の狭い場所で児童・生徒が過ごす場合、20人程度以下になるよう工夫する。それ以上の人数になる場合は、体育館等の広い場所を使用する。
- (5) 校内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備する。教室等では、窓を開け、換気を十分に行う。特に多くの児童・生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、消毒液を使用して清掃を行うなど環境衛生を良好に保つ。
- (6) スクールカウンセラーによる面接の機会を設けるなど、児童・生徒の心のケアに努める。
- (7) 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休校中の登校日は、授業日としない。

4 年間計画等の見直し

- (1) 計画通り実施ができなかった教育活動等を補うため、長期休業日の始期・終期の変更を含めた年間行事計画の変更や年間授業計画の見直しについて検討する。
- (2) 変更する場合、小金井市教育委員会学校教育部指導室に相談の上、教育課程変更届によって、小金井市教育委員会に届け出る。

5 その他

- (1) 児童・生徒が感染した場合、及び同居する家族が感染するなど児童・生徒が濃厚接触者となった場合、速やかに学校に連絡するよう、保護者に依頼する。学校は連絡を受けた場合、及び教職員が感染または濃厚接触者となった場合、速やかに小金井市教育委員会学校教育部学務課保健給食係に報告する。
- (2) 自宅で学習できるよう学習内容等について指示したり、児童・生徒の学習状況を把握したりするなど、学力低下を防ぐ工夫をする。
- (3) 学習・生活面等において配慮を要する児童・生徒に対しては、必要に応じて、保護者の了解を得た上で個別に登校させ、学習指導及び相談等を行う。
- (4) 部活動は実施しない。
- (5) 学童保育所は長期休業中と同様の時間帯で開所する。
- (6) 適応指導教室「もくせい教室」も臨時休校期間中は休室する。
- (7) 今後の状況により、変更もあり得る。

【 担 当 】

指導主事 西 尾 崇
電 話 042(387)9877
ファクシミリ 042(383)1133

令和2年4月3日
小金井市教育委員会

保護者の皆様

小金井市立小・中学校の臨時休校について

日頃より、本市の教育行政に対し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

小金井市教育委員会は、国や東京都教育委員会の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、市立小・中学校を3月2日から臨時休校といたしました。これまでの間、保護者の皆様の臨時休校期間のさまざまなご対応に感謝申し上げます。

そのような中、4月から学校を再開する方向で文部科学省や東京都教育委員会からガイドラインが示されましたので、これを受けて、小金井市でも、学校を再開するための準備を進めてきました。日本国内の新型コロナウイルス感染症の感染状況は、爆発的な感染拡大や患者が急増している様子は見られず、引き続き持ちこたえていると報道等では伝えられています。しかしながら、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、感染者数が急増しており、東京都においては「今がまさに感染拡大を抑えられるかの重大な局面」「感染拡大重大局面に変わりなし」などと伝えられています。

つきましては、子供の健康と命、健やかな成長と未来を第一に考え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、市立小・中学校において下記のとおり対応することになりました。ご家庭のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止

2 臨時休校期間

(1) 小学校全学年、中学校第2・3学年

- ・令和2年4月7日(火)から5月6日(水)まで
- ・4月6日(月)の始業式、小学校入学式は、3月18日のお知らせ通り実施します。

(2) 中学校第1学年

- ・令和2年4月8日(水)から5月6日(水)まで
- ・4月7日(火)の入学式は、3月18日のお知らせ通り実施します。

3 登校日

(1) 教科書等の配布、休校中の課題の連絡や取組状況の確認等を行うため、1回2時間程度、週1回程度の登校日を設定します。登校日を実施する場合、日時、内容等について、各小・中学校から連絡します。

(2) 登校日には、集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重ならないよう配慮します。

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多くの人が密集
- ③近距離での会話や発声

- (3) 「児童・生徒を登校させる場合のチェックリスト」、「健康・生活習慣・ふりかえり記録表」を活用し、感染を防ぐための万全の対策をとります。登校の際は、ご家庭において「健康・生活習慣・ふりかえり記録表」で健康観察を必ず行い、健康面に問題がなければ、記録表をお子さんに持たせて登校させてください。
- (4) 児童・生徒を分散させて登校させます。教室等の狭い場所で児童・生徒が過ごす場合、20人程度以下になるよう工夫し、それ以上の人数になる場合は、体育館等の広い場所を使用します。
- (5) 校内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備します。教室等では、窓を開け、換気を十分に行います。特に多くの児童・生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、消毒液を使用して清掃を行うなど環境衛生を良好に保ちます。
- (6) 登校日を実施する場合は、授業日ではありませんので、登校しない場合も欠席とはなりません。

4 年間計画等の見直し

昨年度末及び新年度初めに計画通り実施ができなかった教育活動等を補うため、長期休業日の始期・終期の変更を含めた年間行事計画の変更や年間授業計画の見直しについて、各小・中学校で検討を始めます。

5 その他

- (1) お子様が感染した場合、及び同居する家族が感染するなどお子様が濃厚接触者となった場合、速やかに学校に連絡してください。
- (2) 自宅で学習できるよう、学校から学習内容等について指示したり、学習状況を把握したりするなど、学力低下を防ぐ工夫を行います。
- (3) お子様の様子について心配なことがありましたら、学校の先生やスクールカウンセラーなどにご相談ください。なお、スクールカウンセラーは臨時休校中も変わらずに勤務しています。
- (4) 中学校の部活動は実施しません。
- (5) 学童保育所は長期休業中と同様の時間帯で開所する予定です。詳細につきましては学童保育所から連絡があります。
- (6) 適応指導教室「もくせい教室」も臨時休校期間中は休室します。
- (7) 今後の状況により、変更もあり得ます。

保護者の皆様へ

保護者の皆様におかれましては、この度の新型コロナウイルス感染症の広がりや、お子様への影響についてご心配されていることと思います。

小金井市教育委員会では、児童生徒の安全・安心と感染拡大の防止のために、小金井市立小・中学校において、3月2日（月）より臨時休校といたしました。これまでの間、保護者の皆様には様々な面でご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

4月からの学校再開を目指し、小金井市教育委員会ではガイドラインを作成するなどの準備を進めてまいりました。しかし、今は感染爆発（オーバーシュート）の重大局面であり、日々、感染者が急増している事態に陥っています。現在の危機的な状況から、政府の専門家会議において東京都は感染拡大警戒地域と指摘されました。そのような中、東京都教育委員会から、新年度における小中学校等の休業措置について協力を要請されました。小金井市としましても、子供たちのみならず全ての市民の安全・安心を第一に考え、この事態を重大局面と受け止めています。

つきましては、小金井市立小・中学校におきましては、始業式、入学式は予定通り実施しますが、その後、5月6日（水）までの間、臨時休校とすることといたしました。

学校では臨時休校中の過ごし方について指導いたします。各ご家庭においても次のことに留意して、感染予防を第一に過ごしていただきと思います。

1 臨時休校への理解

- ・今回の臨時休校は、新型コロナウイルス感染症への感染予防のために実施されます。感染を防ぐためには、自宅で過ごすことが一番です。
- ・不要不急の外出を避け、自宅で過ごすことを心がけてください。

2 体調管理

- ・朝晩体温を計測し、記録することによって体調の管理をしっかりと行ってください。
- ・手洗いを丁寧に行い、十分な睡眠をとるようにしてください。

3 家庭での学習

- ・教科書やドリル、学校から提供される学習資料などを活用して学習してください。
- ・小金井市のホームページに掲載している学習教材なども活用してください。

4 感染症に対する理解

- ・感染症に対する正しい知識や感染症を防ぐための取組、感染症を理由としたいじめや偏見の防止等についてご家庭で十分に話し合ってください。

5 子供たちの心のケア

- ・臨時休校が長く続いている子供たちに対して、気持ちに寄り添った対応を心がけてあげてください。

保護者の皆様におかれましては、子供たちが臨時休校中はもとより、その後の生活においても安全・安心に過ごし、現在の不安な状態が少しでも早く解消することができるように、ご協力ください。また、保護者の皆様も無理をなさらず、ご自愛いただきますよう、お願いいたします。

令和2年4月3日 小金井市長

西岡 真一郎

小金井市教育委員会教育長 大熊 雅士

事務連絡
令和2年4月3日

市立小・中学校長 様

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休校に関連した
子どもの居場所の確保について (通知)

このことについて、保護者の仕事や保護者の病気やケガによる入院・通院等、やむを得ない事情があり、一人で留守番をすることが困難な小学校第1学年から第3学年の児童を対象に、下記の通り、学校での受け入れをお願いします。

記

- 1 目的 保護者の仕事や保護者の病気やケガによる入院・通院等、やむを得ない事情があり、一人で留守番をすることが困難な小学校第1学年から第3学年の児童の居場所を確保する。
- 2 対応期間 臨時休校期間
- 3 対象者 保護者の仕事や保護者の病気やケガによる入院・通院等、やむを得ない事情があり、一人で留守番をすることが困難な小学校第1学年から第3学年の児童
※「健康・生活習慣・ふりかえり記録表」をもとに健康観察を行い、健康面に問題がなく、保護者印を押して記録表を持参した児童
- 4 受入決定 保護者から在籍する学校に連絡帳等に事情を記入して申し出を行い、参加予定日の確認をし、校長の許可により受け入れる。
- 5 受入時間 午前8時30分から午前11時30分まで（1校時から3校時まで）
※途中の時間からの受入は行わない
- 6 内容 教室での自習等

【 担 当 】

指導主事 西 尾 崇
電 話 042 (387) 9877
F A X 042 (383) 1133

令和2年4月3日
小金井市教育委員会

保護者の皆様

学童保育を利用していない小学校第1学年から第3学年児童の居場所の確保について

日頃より、本市の教育行政に対し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

小金井市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、新学期からも引き続き、市立小・中学校を臨時休校とすることとしました。このたび、学童保育を利用していない児童のうち、保護者の仕事や保護者の病気やケガによる入院・通院等、やむを得ない事情があり、一人で留守番をすることが困難な小学校第1学年から第3学年の児童に対する支援が必要との判断から、下記の通り、小学校において対応を行うこととしました。

ご家庭のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 目的 保護者の仕事や保護者の病気やケガによる入院・通院等、やむを得ない事情があり、一人で留守番をすることが困難な小学校第1学年から第3学年の児童の居場所を確保する。
- 2 対応期間 令和2年4月7日（火）から5月1日（金）まで
※土日祝日を除きます。
- 3 対象者 学童保育を利用していない児童のうち、保護者の仕事や保護者の病気やケガによる入院・通院等、やむを得ない事情があり、一人で留守番をすることが困難な小学校第1学年から第3学年の児童
- 4 受入決定 保護者から在籍する学校に連絡帳等に事情を記入して申し出を行い、参加予定日の確認をし、校長の許可により受入を行います。
- 5 受入時間 午前8時30分から午前11時30分まで
※途中の時間からの受入は行いません。
- 6 内容 教室での自習等
- 7 その他 「健康・生活習慣・ふりかえり記録表」をもとに健康観察を行い、健康面に問題がなければ保護者印を押して、記録表を持参して登校してください。

令和2年4月3日
児童青少年課

令和2年度新型コロナウイルス流行における対応について
(学童保育所・児童館)

都内感染者の急増及び市立学校が5月6日まで臨時休校となる事態を受け、4月の対応を以下のとおり変更する。

【学童保育所】

- ・ 4月6日から5月2日まで、引き続き8時から開所する。
- ・ 登録児童が増加した、みどり・ほんちょうについて、密集化を防ぐため、育成場所を併設児童館施設内に確保する。

【児童館】

- ・ 4月4日（土）は閉館とする。（外出自粛の促進）
- ・ 4月6日（月）から、本町児童館・緑児童館は5月2日まで休館する。（学童保育所強化対策）
- ・ 東児童館・貫井南児童館は、現時点では開館とする。ただし、感染対策強化する。

令和2年4月3日

保護者各位

小金井市子ども家庭部
児童青少年課長 鈴木 剛
(公印省略)

市立小学校の臨時休校に伴う学童保育所の開所
及び登園自粛のお願いについて

日頃より、学童保育業務にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、小金井市立小学校では4月7日(火)から5月6日(水)まで臨時休校となることが決定しました。これに伴い、当該期間中の学童保育所の対応としましては、3期休暇中の開所時間と同様に午前8時より開所することといたします。

当課としては、現在東京都内が「感染拡大警戒地域」となっていることから、学童保育所内で子どもを介した感染が広がることは何としても防がなければならないと考えるところです。なお、子どもや職員が罹患した場合、臨時休所することもございます。

保護者の皆様におかれましては、現下の状況を考慮いただき、感染防止のため仕事を休んで家にいることが可能なご家庭等におかれましては、利用をお控えいただきますようお願いいたします。

上記内容をご理解いただいた上でなお利用が必要な方は、お子様の体調に十分留意いただいた上で利用をさせていただくようお願いいたします。

記

1 対応期間

令和2年4月7日(火)から5月6日(水)まで

2 保育時間

午前8時00分から午後6時00分まで(延長利用は午後7時まで)

3 受け入れ条件

(1) 検温

登所前に必ずご家庭で検温をお願いします。37.5度以上の発熱がある場合はお預かりできません。

(2) その他の体調

咳などの症状がある方場合もお預かりできません。

(裏面に続きます)

4 私立小学校等に通う児童について

特別支援学校及び私立小学校等の児童については、各学校の対応に応じて午前8時以降の必要な時間から保育することが可能です。詳しくは学童保育所にお問い合わせください。

5 その他

(1) 休所する場合の取扱い

当該対応に伴い長期間学童保育所を休む場合でも、退所となることはありません。

(2) 保護者会について

4月に予定されている保護者会は中止とします。

6 問合せ先

① 小金井市子ども家庭部

児童青少年課学童保育係

電話 042-387-9847

② 市立学童保育所各園

学童保育所	電話番号
さくらなみ学童保育所	042-383-1183
たけとんぼ学童保育所	042-383-5488
あかね学童保育所	042-385-3370
さわらび学童保育所	042-383-5489
たまむし学童保育所	042-385-9280
まえはら学童保育所	042-383-1179
ほんちょう学童保育所	042-385-3360
みどり学童保育所	042-383-1178
みなみ学童保育所	042-383-1167

令和2年4月3日

市内認可保育施設等利用の保護者の皆様

小金井市子ども家庭部保育課

家庭保育の協力をお願いについて

日頃より、小金井市の保育行政にご協力いただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルスによる感染症の感染拡大を受け、厚生労働省は令和2年4月1日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について（第二報）」では、市町村に対して、感染拡大警戒地域（東京都該当）とされている地域において、地域の感染状況を踏まえつつ、保育の提供を縮小して実施することの検討を求めています。

また、東京都では同日付で都立学校の5月6日までの臨時休業を決定したところで

す。小金井市では上記の状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、下記のとおりご自宅での保育にご協力いただくようお願いすることといたしました。

今後、保育料（利用者負担額）につきましては、家庭保育にご協力いただいた日数等に応じて返還等させていただくことを検討しており、詳細が決定次第、別途お知らせさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、何卒、ご理解ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

記

- (1) 保護者が育児休業を取得中のご家庭の児童については、ご自宅での保育をお願いいたします。
 - (2) 保護者が仕事がお休みの場合は、ご自宅での保育をお願いします。
 - (3) 保護者が就労以外の認定理由で保育施設を利用されているご家庭の児童については、保護者が保育できる場合、ご自宅での保育をお願いします。
- ※ 上記(1)～(3)は、令和2年4月1日から同年5月6日までのお願いとします。
※ 期間については、今後の社会情勢等により変更する場合があります。
※ 上記(1)～(3)に関わらず、発熱等の風邪症状がみられるときは、登園を控えていただくようお願いいたします。

また、発熱等が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、風邪症状が改善傾向となるまでは、登園を控えていただくようお願いいたします。

(問合せ先) 小金井市保育課 電話 042-387-9846

事 務 連 絡

令和2年4月3日

認可保育施設等施設長各位

小金井市子ども家庭部

保育課長 三浦 真

(公印省略)

家庭保育のお願いについて

日頃より、小金井市の保育行政にご協力いただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルスによる感染症の感染拡大を受け、厚生労働省は令和2年4月1日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について（第二報）」では、市町村に対して、感染拡大警戒地域（東京都該当）とされている地域において、地域の感染状況を踏まえつつ、保育の提供を縮小して実施することの検討を求めています。

また、東京都では都立学校の5月6日までの臨時休業を決定したところです。

小金井市では上記の状況を踏まえ、保護者に対して、令和2年4月1日から同年5月6日までの期間を対象とし、別紙のとおりご自宅での保育にご協力いただくようお願いすることといたしました。

これは保護者に対する家庭保育の協力のお願いであり、保護者及び施設に強制するものではありません。

施設におかれましては、このお願いに基づいて保護者と登園日や預かり時間の調整を行う際には、上記の状況を十分に説明いただき、かつ保護者の家庭の状況も十分に考慮して調整いただきますようお願いいたします。

(問合せ先) 小金井市保育課 電話 042-387-9846

(あて先) 東京都市長会事務局 鳥海 宛《送信表不要》

F A X 042-384-6978

メール shomu@tokyo-mayors.jp

新型コロナウイルス感染症への対応 東京都への要望事項 (2回目)

団体名：小金井市

(担当者氏名：)

新型コロナウイルス対策に関して、2回目の都知事との意見交換が実施されます。

つきましては、市長会として、各市の現場の声を対策に反映させるよう、東京都へ各市の緊急要望(事項)について、下記の枠内に優先的に対応して欲しい事項を簡潔に列挙願います。原則、前回ご提出いただきました事項と重複する内容はご遠慮ください。

(1) 早急に対応して欲しい事項

分類	事項	備考
※記入例 子育て	共働き家庭の子どもの居場所確保支援	
医療	医療体制の確保(救急、小児、産科、高齢者、障がい者に支障をきたさないために)	
教育	教育課程の再編成の基本的な考え方の例示及び時数減に伴った対応について	
産業	飲食業を中心とした事業者への制度融資以外の方法による家賃・人件費等の固定費の支払いに関する事業者支援策の構築	

※分類：医療、教育、産業、雇用、子育て、高齢者、障害者、その他

(2) 自由意見

- 令和2年国勢調査の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染症防止の観点から、実施方式、実施時期を含め、必要な検討を加え、従前から変更がある場合には、早期に

周知願いたい。

- ・ 公共施設の休館に伴う、指定管理者の事業収入の減少による休業補償など、市町村負担の財政支援やイベント中止に伴う事業者への補償等の支援を願いたい。
- ・ 日毎に状況が変化するため、感染状況等の情報を迅速に保健所へ提供願いたい。
- ・ 前回要望した内容について、継続して実施していただくようお願いしたい。

※大変恐縮ですが 4月3日(金)までにご回答をお願い致します。

政府の新型コロナウイルス感染症対策に伴う
都市自治体の取組等について（緊急調査結果）

- 1 調査期間 令和2年3月2日～4日（3月4日17時時点集計）
- 2 調査対象 全国市長会役員市等（32市）
- 3 回答状況 100%（32/32市）
- 4 調査結果

（1）学童保育等の適切な運営に関して

①各市における取組

<運営体制（各市の具体的な事例を列記）>

○放課後児童クラブ等

- ・長期休業期間と同様の体制（7:30～18:15、7:30～19:00等）で受入れ
- ・1～6年生、登録のない児童も対象（学校に要相談）
- ・濃厚接触を防ぐ観点から自宅等で一人で過ごせない小学校低学年のみ対象
- ・保育の要件を満たす児童を対象
- ・小学校の取り扱いに準じて可能な限り登園を控えるよう要請
- ・民間児童クラブに7:30～19:00開室や学校預かりのない4～6年生の受入れを依頼
- ・定員等の支障が発生した場合も柔軟に対処する旨の協力依頼
- ・定員増や開設時間延長については、現状でも狭隘施設で定数を超え欠席ローテーションを適用するクラブも多く、感染拡大のリスクが大きいため、可能な範囲で実施
- ・放課後等デイサービス事業所における受入れができるよう預かり時間を拡大 等

○保育園・幼稚園

- ・通常どおり開園
- ・一部休園、休園要請はしないが保護者にできる限り自宅での保育を要請
- ・幼稚園は春休みまで休園 等

○児童センター・子育て支援センター・障がい児通所支援事業所等

- ・通常どおり開所
- ・一時閉館した時期もあるが現在は通常通り開所
- ・児童センターも放課後児童クラブと同様の対応、留守家庭登録児童を優先に受入れ
- ・公設、民営ともに（現時点では）3/25まで休館 等

○子どもの居場所づくり

- ・学童保育に登録のない1～3年生（ひとり親家庭優先）を子ども教室で受け入れ
- ・保護者が留守となる家庭の小学校低学年児童の居場所を確保するため市内小中学校の教室、図書館などを利用して「自主登校教室」を設置
- ・学校職員の協力を得て小学校で任意預かりを行う（8:00～14:00 弁当持参）
- ・平日に居場所のない1～3年生の児童は学校で預かり（8:30～14:00、弁当持参）、学

児童保育は小学4～6年生の児童が8：30から利用可能、放課後子ども教室を14:00から開所して学校で預かれていた児童を引き継ぐ

- ・コミュニティースクールで対応して地域で支援
- ・地域コミュニティで青空教室などを実施するよう調整中
- ・特別支援学級の希望者を受け入れられるよう臨時クラスを開設
- ・校区ごとの地域づくり組織からの代表者等で組織された運営委員会へ委託 等

<適切な運営に向けた取組>

○健康管理の徹底

- ・検温・咳エチケット・うがい・手洗い・換気・清掃の徹底
- ・消毒アルコール液の設置、こまめな体調チェック、空気清浄器・加湿器の使用
- ・地域保健福祉支援チーム（支援員・保健師等）による巡回
- ・学校医等への相談体制の構築
- ・各放課後児童クラブへ、せっけん・アルコール消毒液・マスクの配布
- ・支援員、補助員に対するマスクの支給 等

○預かり体制の強化に伴う支援員の増員

- ・学校教員や市職員による応援体制の整備、県職員の派遣、臨時職員の雇用、特別支援員や放課後子ども教室スタッフ、学生ボランティア 等

○接触対策

- ・クラス編成の小規模化（15人以下）
- ・座席の間隔を空けるなど、児童の密集をできるだけ避ける
- ・教職員で時間を区切るなど交代して児童の安全管理に努める
- ・通常の部屋だけでなく体育館を利用することで児童の接触の機会を下げる 等

○その他

- ・学習用具を持参させ、自学自習を基本
- ・開設時間が長時間となることに伴う利用者の精神的負担等に配慮するため、学童保育施設以外に学校（運動場・体育館・図書室等）を柔軟に使用するための協力依頼 等

②取組を行ううえでの財政負担、その他の課題

<財政負担>

- ・環境整備のための物品購入経費（マスク、消毒薬、空気清浄機等）
- ・体制整備のための人的経費（市職員の長時間勤務に対する時間外勤務手当、支援員等の長時間労働や増員等に伴う人件費、交通費、ボランティア保険等）
- ・長時間の預かり実施に伴う市補助金の増
- ・休園等に伴う給付費の減
- ・休業施設における臨時職員、非常勤職員に対する有給補填、休業補填
- ・要請により休園、縮小した場合の食材料費の補填
- ・民間児童クラブ等に対する委託料の補填

- ・委託外で放課後児童クラブを運営する事業者への財政的負担も補助対象
- ・障害児通所支援給付費の増加
- ・保護者の利用料・保育料等を減免とした場合の負担増に対する全額国庫補助
- ・事業者への委託料を通常運営とみなした場合の国費や県費の取扱い
- ・児童センターを運営する指定管理者等への財政支援の範囲
- ・市の要請に応じて休業等をした市民等に対する休業補償（市では補填できない）
- ・教室等の利用の際の消毒・洗浄に要する経費 等

<人的・物的資源の不足>

- ・居室（スペース）の確保
- ・消毒用アルコール、マスク、手袋等の不足
- ・預かり体制の整備に必要な支援員等の早急な確保
- ・子どもを持つ職員等の休暇に伴う体制の確保（保育士・幼稚園教諭・教員・市職員等）
- ・学校施設・職員が活用可能とするのではなく、即時対応できる体制整備が必要 等

<その他の課題>

- ・保育所等の安全確保について、国が通知した設備運営基準等の緩和（「可能な限り影響が生じない範囲で配慮すること」）の明確化及びその緩和に伴い保育事故等が発生した場合の所在の明確化が必要。また、緩和の適用期間についても明示すべき
- ・子どもを持つ保育士の休業に伴う人材不足も鑑み、保育所等に関しても保護者への就労調整や不要不急の保育利用の自粛を要請すべき
- ・家庭状況の把握と学校で受け入れるべき児童の判断が不明確
- ・私立園が独自に登園自粛を呼びかけたため、市内で対応にばらつきが生じている
- ・臨時休業中の子どもたちの外出状況に関する対応策が課題
- ・職員の濃厚接触者判定までの休暇取り扱いが困難
- ・受入れ人数が多くなると感染リスクが高まることが懸念
- ・臨時休業に伴う子どもの預かり中に事故が起こった場合「学校の管理下」と整理して日本スポーツ振興センターの給付金が支給されるよう配慮されたい
- ・施設内感染者が出た際の苦情・風評被害等の対応に苦慮
- ・長時間の預かりの時間を過ごすうえで、預かり活動内容の配慮が必要
- ・感染者が確認された園等における臨時休業等対応（在園児童の受け入れ先確保等）
- ・放課後等デイサービス預かり時間拡大による保護者の自己負担の増加 等

（２）公共施設等の適切な運営に関して

①各市における取組

<施設利用>

- ・市営野外施設、体育施設、市民会館等の利用自粛要請、制限、閉館等
- ・市内施設の一部通常運営
- ・支所については開館し、行政事務のみ実施（貸館としての市民等の利用は休止）

- ・施設利用料の返還、キャンセル料を徴収しない
- ・各浄水場施設の業者の出入りの制限 等

<イベント>

- ・市主催イベントの中止、市民主催イベントの自粛要請
- ・参加者が特定できるもの、感染拡大防止の対策ができるもの、感染による重症者リスクが高い人や妊婦等の参加見込まれないもの以外は中止・延期を検討
- ・イベント等の開催に関する基本指針・統一的基準等の設定
- ・職員、利用者のマスク着用、手洗いうがい等の注意喚起を実施・徹底
- ・新年度計画は収束が見えないため判断を保留、事態の推移をみて今後検討 等

<周知・広報>

- ・啓発チラシの配布、掲示、消毒液の増設
- ・市独自のコールセンターの設置
- ・イベント等への参加実績のある市民には個別に電話して説明
- ・全庁掲示板にて最新状況の発信等により全職員に感染症対策の周知・啓発
- ・飲食店営業等に係る食品衛生責任者講習会等でチラシを配布して注意喚起 等

②取組を行ううえでの財政負担、その他の課題

<財政負担>

- ・感染症対策物品の購入に係る市の財政負担が多大
- ・公共施設キャンセルに伴う利用料収入の減少
- ・公共施設やイベントの営業中止・短縮等に伴う指定管理者の営業損失への補填
- ・委託料を通常営業しているものとして支払う場合の会計検査での指摘の有無
- ・休館時の非常勤職員等への賃金の補填
- ・市独自のコールセンター設置に係る人件費の負担 等

<その他の課題>

- ・マスク、消毒用アルコール、手袋等の在庫不足、品薄による入手困難
- ・公共施設キャンセルに伴う返金対応等に係る事務負担増
- ・各種事業の中止・延期・規模縮小の判断が困難
- ・施設の閉館やイベント再開時期の判断が困難
- ・今後予定されている各種スポーツ関連イベントの開催判断が困難
- ・市民への情報周知（内容、方法、時期等）
- ・職員への配慮として勤務時間短縮のため担当業務の見直し 等

(3) 医療・介護施設の適切な運営に関して

①各市における取組

<医療>

- ・帰国者・接触者センターの相談窓口の案内、周知

- ・新型コロナウイルス感染症対策協議会の設置、関係機関との連携強化、情報共有
(関係機関：医療機関、警察、報道機関、学校関係者等)
- ・市内医療機関への物品配布（マスク等）、情報通知（国の通知等）
- ・市内医師会による備蓄防護服、マスクの配布、研修会の実施
- ・市立病院が第2種感染症指定医療機関として感染症病床を確保
(今後罹患者が増加した場合は一般病床の利用も検討)
- ・複数医療機関に対し、県と共同で「帰国者・接触者外来」の新規設置依頼
- ・医療従事者（小学生の子を持つ病院職員及び医療事務委託社員）の子どもの預かりのために病院内の居室（スペース）を確保
- ・感染疑いの患者に対する病院玄関でのスクリーニングの実施
- ・一般患者の診療時間や場所と区別
- ・離島診療所の看護師による島民への感染防止周知・健康管理
- ・入院患者に対する原則面会制限
- ・マスク着用の励行
- ・カウンター、手すり等の消毒 等

<介護>

- ・介護施設等への情報周知（国の通知や市独自のQ&A等を随時メール・HP掲載）
- ・市内施設におけるマスク、消毒液等の備蓄調査の実施
- ・高齢者施設への不足物品の貸与（マスク等）
- ・事業所の運営に関する相談の窓口設置
- ・高齢者の集まる施設等の休館
- ・高齢者クラブ及び通いの場等の活動自粛を要請
- ・ケアマネの定期訪問を行わないことを可能とする判断
- ・介護認定業務の調査延期やそれに伴う認定有効期間延長等の対応
- ・人材基準を満たせない場合、介護報酬減算は不必要な取り扱いとした
- ・ケア会議等の開催方法の周知
- ・中国人技能実習生の状況確認 等

②取組を行ううえでの財政負担、その他の課題

<財政負担>

- ・物品購入に係る経費負担（消毒用アルコール、マスク、医療機関向け防護服等）
- ・今後罹患者が増加し一般病床を感染症対策病床として使用した場合には、一般入院患者の病床数が減り診療報酬が下がることになるため病院経営にも影響が生じる（その際の財政支援の検討、必要経費全額支援）
- ・感染症対策のため、医療従事者の増員・確保に要する経費への財政支援
- ・情報周知による通信運搬費の臨時支出発生
- ・罹患者発生時の施設閉鎖・休業に伴う補填 等

＜その他の課題＞

- ・感染症病床を持つ医療機関、介護施設等の物品調達（特にマスク）の優先的配慮が必要（医療サービスの提供に支障が生じる恐れ）
- ・「帰国者・接触者外来」の設置に係る医療機関の負担増
- ・情報周知、関係機関連携等に係る業務量増加
- ・学校の臨時休業に伴い、子どもがいる看護師等が休むことによる病院機能の低下
- ・感染した看護師等がいた場合等の病院機能の低下
- ・離島における検査体制等の脆弱性・搬送体制の確保
- ・感染症対策として一般病床を確保した後の医療従事者等の確保が必要
- ・感染者利用の医療機関等の風評被害による減収等が生じた場合の対策
- ・PCR検査の保険適用認定による検査希望患者が殺到することないように希望
- ・介護事業所から多くの照会があるが、統一的なQ & Aがないため、対応に苦慮
- ・介護相談員の派遣停止による施設等の現状把握の困難
- ・人員基準緩和により介護報酬減算を不必要としたため、質の低下の恐れ（長期化した場合は人員確保が困難となる）
- ・収束時期が不明なので対応が困難 等

(4) その他

<p>【項目】 障害児を対象とした日中一時及び放課後デイサービスの利用増加</p> <p>【取組】 計画相談事業所との連携、課題把握、利用調整</p> <p>【課題】 利用増加に伴う、扶養費等の増加</p>
<p>【項目】 国保の特定検診・後期高齢者医療制度の健康診査への影響</p> <p>【取組】 集団検診の中止</p> <p>【要望】 振替受診が令和2年4月以降になった場合は令和元年度受診として対応を</p>
<p>【項目】 市民不安への対応</p> <p>【取組】 市HPやチラシ等で正しい情報の提供を実施</p> <p>【課題】 市民対応に係る業務量増加による時間が勤務手当等の人件費の確保</p>
<p>【項目】 検体検査について</p> <p>【課題】 検査に要する試薬等の購入に対する国の財政措置が不明確</p>
<p>【項目】 飲食業、旅客業関係への影響、観光客減</p> <p>【取組】 市・商工会議所の連携、商工会議所が相談窓口対応</p> <p>【課題】 今後の融資利用の規模予測がつかないため、財政負担上の不安がある</p> <p>【要望】 事業者への助成・融資等の対応に向けた、国の財政支援が必要</p>
<p>【項目】 金融機関に対する経営難による返済条件見直し相談増加</p> <p>【取組】 セーフティネット4号の発動及び5号の指定業種の拡大による情報共有 中小企業事業者からの融資相談対応</p>

<p>【課題】 今後の融資利用の規模予測がつかないため、財政負担上の不安がある</p> <p>【要望】 事業者への助成・融資等の対応に向けた、国の財政支援が必要</p>
<p>【項目】 情報公開の基準等</p> <p>【取組】 罹患者が発生した場合の情報公開について検討</p> <p>【課題】 市民の不安解消のために適切な情報公開が必要だが、どこまで公開すべきか判断基準がないため、対応に苦慮している</p> <p>【要望】 都道府県・市町村に対する速やかな情報提供が必要</p>
<p>【項目】 外出できない子ども、家庭のストレスが懸念</p> <p>【取組】 学童クラブ登録外の児童に対する学童クラブ等の開所を検討</p> <p>【課題】 保護者が休みを取得しやすい環境整備、休業補償</p>
<p>【項目】 給食のキャンセルに伴う費用負担・廃棄、牛乳業者の備蓄製品の補償</p> <p>【要望】 配膳員や調理員等（臨時職員や嘱託職員を含め）に対する休業補填、保護者に対する返金対応に係る経費、要保護・準用保護世帯に対する給食に代わる食事提供等に係る経費など、自治体の財政負担の増加と事業者に対する補填については、全額国費で対応すべき</p>
<p>【項目】 市内修学旅行延期・中止</p> <p>【課題】 市町村や学校での判断が困難、キャンセル料は全額国費で負担すべき</p>
<p>【項目】 災害時用備蓄品の活用</p> <p>【取組】 災害時用備蓄品を市民と接する機会の多い部局を中心に配布</p> <p>【課題】 事態収束後災害時用備蓄品補充の財政負担</p>
<p>【項目】 雇用調整助成金等の支給</p> <p>【課題】 支給窓口を市町村に設置すると、新型コロナウイルス対策の末端を担う市町村に過度な負担がかかることを懸念。また、地域の農業経営者にも同様の支援が必要</p>
<p>【項目】 地方新聞等を活用した市民への情報提供</p> <p>【取組】 地元紙1面において特集記事を掲載して継続的に情報発信することを検討</p> <p>【課題】 市民に正確な情報を発信するための人的・財政的支援、地元紙面の継続的な活用による広告料等</p>
<p>【項目】 小学校等の休校に伴う保護者の休暇取得支援制度</p> <p>【課題】 制度設計が不明確のため従業員の休暇による企業経営への影響が不透明、休暇を取得する従業員も不安が払拭できない状況</p>
<p>【項目】 各種融資制度</p> <p>【要望】 資金繰りに苦慮している事業者が利用することを考えると、利子補給や無利子・無担保の制度が必要</p>
<p>【項目】 国の経済対策</p> <p>【要望】 事業者への丁寧な説明が必要であり、メディア等も広く活用した周知が必要</p>

<p>【項目】 国や県の支援策</p> <p>【課題】 支援の詳細が不明のため、要望に対して国や県の支援策を活用かの判別が困難。</p> <p>【要望】 国の補正予算で対応できない各種の補償や補填等、地域の実情に合わせた市独自の支援策について令和2年度の特別地方交付税による特別算定措置の導入</p>
<p>【項目】 傷病により会社を休業した際の手当</p> <p>【課題】 医療保険のうち被用者保険加入者には法律により傷病手当金が支給されているが市の厳しい財政状況等から国保加入者には傷病手当金（主に非正規労働者）が支給されていない状況。</p> <p>【要望】 今般の新型コロナウイルスに感染し又は感染の疑いにより会社を休業した際に市が傷病手当金を支給する場合に必要な費用に対する国の財政措置</p>
<p>【項目】 国土交通省通知に基づいた公共工事等受注者の従業者等への感染拡大防止</p> <p>【取組】 感染拡大の防止のため、公共工事等の受注者に対して工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長の意向を確認する取組みを実施</p> <p>【課題】 公共工事等の受注者の従業者等が感染した場合に、工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長というような事態に至れば財政負担が発生</p>

新型コロナウイルス感染症対策に
関する緊急提言

令和2年3月10日

全国市長会

全国町村会

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言

国は、2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定し、翌26日、内閣総理大臣から全国的なスポーツ、文化イベント等については、今後2週間は中止、延期または規模縮小等の対応を要請するとの表明がなされた。さらに、27日には、「全国の小中学校、高等学校、特別支援学校等における一斉臨時休業を要請する方針」が示された。

これらの国の方針を受けて、住民と最も近い我々市町村においては、教育現場はもちろん、子どもを持つ家庭をはじめ、医療・介護等の現場における様々な課題に対応すべく、全力で取り組んでいるところである。

新型コロナウイルス感染者の確認が相次ぎ、また、相談者が増加する中、帰国者・接触者相談センターをはじめとする外来担当の従事者の不足、医療・介護機関従事者の職場離脱、保育所や児童預かり施設の要員不足、マスク等の必要な資材等の不足、風評被害、流言飛語による日用品買占めなど、喫緊の課題が発生している。

また、国内外の観光客の減少、文化・スポーツ等のイベントの中止によって、観光業、イベント業、飲食業等、地域経済にも重大な影響が生まれ、住民の不安は増大している。

国においては、市町村においてこの難局に処するため極めて多様な取組を行っていることを踏まえ、その実態を詳細に調査したうえで、下記のとおり適切かつ弾力的な支援を講じることを強く求める。

特に、今回の市町村における様々な取組は、国からの要請に基づいて行われていることを踏まえ、それに要する経費については、国において万全な財政措置を講じていただきたい。

記

1. 国と地方の緊密な連携について

新型コロナウイルス感染症対策については、2月25日に決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」において、「取組の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進める」としていることを踏まえ、関係各府省庁・都道府県・市町村等で緊密に情報共有を行い、万全の対策を講じること。

2. 物資不足への対応について

(1) マスク、アルコール消毒液等が全国的に不足し、供給が滞っている現状を踏まえ、生産・供給体制を強化するとともに、特に医療機関や介護施設及び教育の現場のニーズに適切に応えられるよう速やかに必要数を確保し市町村に供給すること。

市町村の必要物資調達に要する経費については、適切な財政措置を講じること。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響によって不足する物資については、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」等により適切に対応すること。

3. 小・中学校等の一斉休業への対応について

(1) 放課後児童クラブ等の運営に対する支援

- 1) 公設・民営の放課後児童クラブや学校教室を活用した子どもの預かり事業に従事する支援員等の配置に要する経費、市職員等の長時間勤務に伴う時間外勤務手当、受入れ体制を整備するための経費、保護者の利用料等の減免に伴う経費等について、十分な財政措置を講じること。
- 2) 受入れ人数が増加することにより新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まることが懸念されるため、学校施設の柔軟な利活用をはじめ、子どもたちの濃厚接触を回避するための有効な対応策を講じ、周知すること。
- 3) 休校が長期に及ばざるを得ない現状を踏まえ、新たな教材の配布など、学力低下対応や子どもの過ごし方対策のために実施される事業の経費については、十分な財政措置を講じること。
- 4) 長時間の預かりによる児童のストレスを緩和するために、市町村が行う様々な取組について、財政措置を講じること。
- 5) 小・中学校等の休業中に放課後児童クラブ等において生じた事故については、学校の管理下とみなして、日本スポーツ振興センターの給付金の対象とすること。

(2) 保育所等の人員基準の緩和について

- 1) 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて」(令和2年2月25日付厚生労働省子ども家庭局保険課事務連絡)については、具体的な取扱基準や適用期限を明確にすること。
また、基準の緩和により事故等が発生した場合の責任の所在等を明確にすること。
- 2) 国の要請に基づく小・中学校等の休業に伴い、子どもを持つ保育士等が働けなくなることで、人員が不足する保育所等が発生している。これに伴い、市町村が子どもの安全を確保するため、保護者に対して登園の自粛要請等を行った場合、施設の運営費の補填や保護者の保育料等の減免によって生じる経費については、十分な財政措置を講じること。

(3) 保育所等の休業に対する補償等

新型コロナウイルス感染症の発生により保育所等が休業となった場合における幼児の受入れ先確保について、特段の配慮をすること。

また、保育所等の休業補償に対する財政措置を拡充すること。

(4) 学校給食について

給食のキャンセルに伴う調理員等に対する休業補償、食材納入事業者等に対する補填、保護者に対する返金対応に係る経費等については、十分な財政措置を講じること。

(5) 要保護・準要保護世帯に対する給食に代わる食事提供等に係る経費についても、国の財政措置を講じること。

(6) 修学旅行の延期・中止について

新型コロナウイルス感染症の影響により小・中学校の修学旅行を延期・中止し、キャンセル料が発生した場合、十分な財政措置を講じること。

4. 医療・介護サービス提供体制の確保等について

- (1) マスク、アルコール消毒液等が全国的に不足し、供給が滞っている現状を踏まえ、生産・供給の強化策を講じること。
また、医療機関や介護施設等が感染予防衣や検温体制の整備等、感染予防策を適切に実施できるよう特段の財政措置を講じること。
さらに、市町村の感染拡大予防に資する物資調達に要する経費に対して、財政措置を講じること。
- (2) 公立・公的医療機関において、新型コロナウイルス感染患者の受入れの増加に対応するため、一般病床を感染症病床として転用する際に、必要な資機材や設備の導入及び医療従事者の増員等に要する経費について、十分な財政措置を講じること。
これに伴う診療報酬等の減収により、病院経営や自治体の財政に影響が生じないように、十分な財政措置を講じること。
さらに、感染患者の受入れによる風評被害等によって、病院経営に影響が生じた場合についても、十分な財政措置を講じること。
- (3) 院内感染が発生した場合、病院機能が著しく低下することが予想されるため、公的・民間施設を問わず、必要な対応策や支援策を講じること。
- (4) 中山間地域や離島等の医療体制が脆弱な市町村においては、新型コロナウイルス感染患者の受入れの増加や院内感染により、地域医療全体の機能が著しく低下することが予想されるため、国・都道府県が連携した広域的な支援体制を講じること。
- (5) 小・中学校等の休業に伴い、子どもを持つ医療従事者が十分な勤務を行えなくなることによる病院機能の低下に対しては、必要な支援策を講じること。
- (6) 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)」(令和2年2月28日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他)により、介護サービス事業所において、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、介護報酬の減算を行わない等の柔軟な対応が可能となったことは評価するが、そのことに伴うサービスの質の低下が生じないように、対応策を検討すること。
- (7) 国民健康保険制度において、感染または感染が疑われる被用者に対し市町村が傷病手当金を支給する場合について、十分な財政措置を講じること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の保険適用について、検査を希望する患者が殺到し、医療機関に混乱が生じないように、適切な受診・検査体制の構築・周知を図ること。

5. 地域経済対策について

(1) 民間事業者等への支援について

新型コロナウイルス感染症の拡大により我が国の経済活動には、あらゆる分野でこれまでにないほどの重大な影響が発生している。観光業、飲食業、旅客業等の事業者に対して、既存の融資制度等をより使いやすいものにするとともに、現在対象となっていない農業従事者等をはじめ損失が想定される地域の中小事業者(いわゆるフリーランス等のひとり事業者を含む)も対象とするなど、更なる財政支援を講じること。

また、地域の実情に応じて市町村が独自に実施する融資制度等についても、国によ

る財政支援を行うこと。

(2) 公共事業の工期延長等について

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」(令和2年2月27日付国地契第44号他)等により、公共事業の工期の延長等が必要となった場合に生じる市町村等の財政負担については、十分な財政措置を講じること。

(3) 雇用調整助成金等について

雇用調整助成金や小学校休業等対応助成金等の給付に当たっては、市町村に過度の事務負担が発生しないよう十分に配慮すること。

また、雇用調整助成金等については、様々な事業や就業形態等に柔軟に対応するとともに、利用者の不安を払拭するよう明確でわかりやすい制度とすること。

6. その他

(1) 情報提供について

国は、今般の新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を、国民や事業者に対して分かりやすくかつ迅速に提供するとともに、市町村によるコールセンター設置やメディア等を活用した住民への丁寧な説明が行えるよう支援すること。

また、トイレトペーパーの買いだめ騒動のような過剰反応を抑制し、国民それぞれが、冷静かつ適切に新型コロナウイルス感染症対策に協力できるよう市町村へ速やかに情報提供すること。

(2) 公共施設の閉館やイベントの自粛等について

公共施設の休止やイベントのキャンセル等によって、指定管理者の事業収入の減少や非常勤職員の賃金の補填、返金対応等が発生した場合、これに伴う市町村の負担について、財政措置を講じること。

(3) 外国人技能実習生への対応について

外国人技能実習生が、滞在期限が迫る中、新型コロナウイルス感染症対策により試験が延期された場合に帰国せざるを得なくなる等の不利益を被ることがないように措置を講じること。

以上、本日現在の緊急提言である。我々基礎自治体は、国と協力して、住民の命と健康を確保するため、必要な対応に全力で取り組む決意である。今後、新たな課題が生じた場合には、改めて提言させていただくこととしたい。

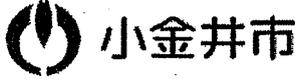
令和2年3月10日

全国市長会 会長 立 谷 秀 清

全国町村会 会長 荒 木 泰 臣

みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ

音声読み上げ・文字拡大 サイトマップ Multilingual



検索



- くらし
- 子育て・教育
- 健康・福祉
- 市政
- 観光・文化

トップページ 健康・福祉 健康・相談 注意・啓発 新型コロナウイルスに関する情報について

小金井市内の患者の発生状況 (4月3日更新)

小金井市内の患者の発生状況 (4月3日更新)

更新日: 2020年4月3日

小金井市内における感染者発生時の公表の考え方

東京都が令和2年4月1日から市区町村別の新型コロナウイルス感染症の患者数の公表を開始したため、小金井市でも東京都からの情報をもとに、4月3日から市内の患者数を公表することとしました。

感染者の公表は保健所を所管する自治体は独自で行えますが、保健所を所管していない小金井市で感染者が確認された場合は、東京都が感染者からのヒアリングや感染者の公表をすることになっています。このため、小金井市のホームページは東京都の公表を基に作成しています。

なお、東京都においては、大都市の特性、感染経路の確認への支障及び人権侵害の危険性があることから、性別・年代・職業・感染経路は非公開情報とされています。

詳しくは、下記の「小金井市内における感染者発生時の公表の考え方」をご覧ください。

小金井市内の患者の発生状況

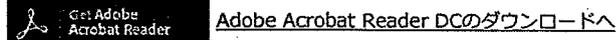
小金井市内の新型コロナウイルス感染症の患者数

東京都が公表した日	新たに発生した患者数	これまでの累計患者数
4月2日	1	2
4月1日	1	1

関連リンク

- [小金井市の新型コロナウイルス感染症に関する公表の考え方\(PDF:137KB\)](#)
- [新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について【内部サイト】](#)
- [新型コロナウイルスに関連した患者の発生について。\(第146報\) \(東京都福祉保健局ホームページ\) \(外部サイト\)](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



お問い合わせ

健康課健康係
 住所: 〒184-0015 小金井市貫井北町5丁目18番18号 保健センター
 電話: 042-321-1240
 FAX: 042-321-6423
 メールアドレス: s050499 (at) koganei-shi.jp
 注記: 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を一部変更しております。お手数ですが、メール送信の際は (at) を@に置き換えてご利用ください。

新型コロナウイルスに関する情報について

小金井市内の患者の発生状況 (4月3日更新)

[しごとや生活に困っている方、まずはご相談ください \(自立相談サポートセンター\)](#)

[市民課窓口について \(新型コロナウイルス感染症対策\)](#)

[新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う、各種相談事業の対応について](#)

[転出届・証明書取得は来庁しなくても手続き可能です \(新型コロナウイルス感染症対策\)](#)

[新型コロナウイルス感染症に関連したお困りごとの相談窓口一覧](#)

[緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付について](#)

[新型コロナウイルス感染症対策に関する市長からの注意喚起](#)

[女性談話室 \(婦人会館内\) の利用の休止について](#)

[新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等によるファミリー・サポート・センター事業の利用助成について](#)

[小金井市医師会からのメッセージ \(新型コロナウイルス感染症の注意喚起について\)](#)

[新型コロナウイルス感染症の影響により後期高齢者医療保険料の納付が困難な方へ](#)

[新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険料の納付が困難な方へ](#)

[納税相談について](#)

令和2年4月3日

小金井市の新型コロナウイルス感染症に関する公表の考え方

感染者の公表について

感染者の公表は保健所を所管する自治体では独自に行えますが、保健所業務を東京都が行っている本市において、感染者が確認された場合は、東京都が感染者からのヒアリングや感染者の公表を行うこととなります。本市が公表を行う場合、東京都の公表に関する考え方を基にしていくこととなります。

保健所は、都道府県、政令指定都市、特別区、中核市等で設置でき、都内では、東京都、特別区、八王子市、町田市が保健所を設置しています。

東京都では、感染者の発生に際して、大都市の特性として居住地と医療機関所在地や勤務地等が異なる自治体にまたがることが多い点や、個人が特定されるリスクが高まることから公衆衛生上の対策に不可欠な感染経路の確認に支障が生じること、及び人権侵害の危険性が高まることから、市区町村単位での公表は行われておりませんでした。都内感染者数が増加していること等を受け、都民に対してより一層の注意喚起を図るため、令和2年4月1日から区市町村別の公表を始めました。

しかしながら、前述の理由から、性別、年代、職業、感染経路は非公開情報であり、市においては、新型コロナウイルス感染症事務の受託関係がなく、個人情報保有機関が異なる東京都から情報提供を受けることはできません。

ただし、感染者が市職員、委託事業所関係者等、市が管理者として対応する必要がある場合は、次のとおり公表することとします。

1 目的

本市関係業務に係る感染発生状況を公表することにより、市の業務運営に市民の理解と協力をいただくとともに、市内における感染拡大を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、もって市民の安全で安心な生活を維持することを目的とする。

2 公表の対象

- ① 市施設で感染が発生した場合
- ② 市職員、委託事業所関係者等が感染した場合

※ 委託事業所関係者等とは、市内で受託している事業場所に勤務する職員をさす。

3 公表内容

次のうち、個人情報及び人権に配慮し、必要な情報を公開する。

- ① 感染者の年代、性別、居住地（都内・都外）など
- ② 感染者の症状・経過など
- ③ 感染者の渡航歴及び行動歴など
- ④ 公衆衛生上の対策

4 留意事項

- ① 感染者のプライバシーの保護に十分配慮しつつ、関係者の同意を得たうえで公表する。
- ② 濃厚接触の状況や感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、公表の内容については、個別に検討し判断する。

5 公表の方法

- ① 記者会見
- ② プレスリリース
- ③ ホームページ

6 その他

- ① 公衆衛生上の必要がある場合、市は保健所と協議のうえ、感染者や事業者の同意が得られなくても感染に関する情報を公表することがある。
- ② この考え方は、今後の感染者発生の動向などを踏まえ、適宜見直しを行う。



2.4.1現在

世帯数 61,274(321増) 男 60,470(109増)

人口 122,542(332増) 女 62,072(223増)

※世帯数および人口は、住民基本台帳によるものであり、外国人住民の方を含みます。()内は前月比



ホームページ <https://www.city.koganei.lg.jp/>

モバイル(携帯電話)版 <http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.html>

市制施行50周年を記念し、本市の名誉市民である宮崎駿氏(スタジオジブリ)に描いていただいた市のイメージキャラクターです。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

3つの密(密閉・密集・密接)を避けることを心掛けましょう

健康課健康係 ☎042-321-1240



新型コロナウイルスに関する情報は、www.city.koganei.lg.jp/covid19をご覧ください。

市民の皆様におかれましては、インフルエンザ予防と同様の咳エチケットや手洗いなどの感染症対策をお願いいたします(7面参照)。特に高齢の方や基礎疾患等をお持ちの方については、人込みの多いところや不要不急の外出をできるだけ避けるなど、より一層のご注意をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等が中止または内容が変更になる場合があります。最新の情報については、事前に各担当部署や主催者にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。関連情報については市ホームページ(上記QRコード)にまとめて掲載しています。

◆ お困りごとの相談窓口 ◆

納付についてのご相談

▷各種市税(国民健康保険料を含む)・市税滞り納税係 ☎042-387-9823

▷介護保険料・介護福祉課介護保険係 ☎042-387-9921

▷後期高齢者医療保険料・保険年金課高齢者医療係 ☎042-387-9834

※その他各種納付のご相談につきましては各担当課へご連絡ください

生活資金等でお困りの方

自立相談サポートセンター(社会福祉協議会内) ☎042-386-0295

新型コロナウイルス感染症対策融資あっせん制度

経済課産業振興係 ☎042-387-9831

電話相談窓口

新型コロナウイルスに関する感染の予防、心配な症状や対応など

厚生労働省電話相談窓口 ☎0120-565653

東京都電話相談窓口(ナビダイヤル) ☎0570-550571

※いずれも午前9時～午後9時(土曜・日曜・祝日も実施)

37.5度以上の発熱が4日以上続いている方(高齢者、持病のある方は連続して2日程度)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方のいずれかに該当する場合

帰国者・接触者電話相談センター＝東京都多摩府中保健所 ☎042-362-2334 ※月曜～金曜日午前9時～午後5時

都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター ☎03-5320-4592 ※月曜～金曜日午後5時～翌日午前9時、土曜・日曜・祝日は終日

「秋の新イベント」 タイトルを募集

2020東京オリンピックパラリンピック開催と武蔵小金井駅南口再開発の完成を記念して、この秋に商工・農業者と市民との交流と小金井の魅力発信を目的とした新しい大規模イベント(毎年開催)を「武蔵小金井駅南口コミュニティ広場(フェスティバルコート)」と「SOCOLA武蔵小金井クロス」を使って開催します。開催にあたりイベントタイトルを募集します。

■各賞ベストタイトル賞(1点)＝記念品30,000円相当、次点(1点)＝記念品5,000円相当、子ども賞(1点、小・中学生限定)＝記念品5,000円相当 ※選考タイトルに複数の応募があつた場合は抽選で選出します

■結果発表5月下旬に入賞者に通知するとともに、観光まちおこし協会ホームページ等で公表

■応募方法4月15日～5月8日(必着)に、郵送、ファクスまたはEメールでイベントタイトルとその理由(一人3点まで可)、住所、氏名・年齢(小・中学生は学年)、電話番号を明記し、観光まちおこし協会「タイトル応募」(〒184-0004 本町6-5-3 ☎042-316-3981) title@koganei-kanjo.jpへ

■お問い合わせ 観光まちおこし協会 ☎042-316-3980、経済課産業振興係 ☎042-387-9831

浅川清流環境組合可燃ごみ 処理施設の見学受付を開始

3市(日野市・国分寺市・小金井市)で設立した浅川清流環境組合では、4月1日から可燃ごみ処理施設の本格稼働を開始しました。可燃ごみ処理施設の本格稼働に伴い、見学受付を開始します。

■日野市石田1-210-2(多摩モノレール万願寺駅徒歩13分、京王線高幡不動駅からミニバス日野高校バス停徒歩10分)

■見学開始日5月18日(月)

■見学可能時間午前9時30分～11時30分、午後1時30分～4時30分 ※見学時間の目安は60分～90分程度

【個人】

■見学可能日月曜～金曜日(祝日等を除く)

■申込不要。当日直接、施設5階の事務室へ

※説明員はつきませんが必要な方に説明補助用のタブレット端末を貸し出します

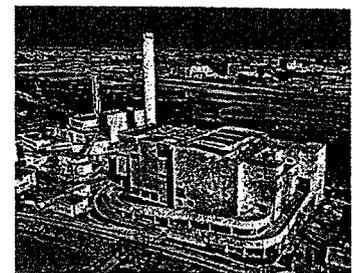
【団体】

■見学可能日火曜～木曜日(祝日等を除く)

<>
4月15日から、見学日の1週間前までに、電話またはEメールで浅川清流環境組合事業課 ☎042-506-2923(午前9時～午後4時30分) kawasemi@asakawa-seiryu.jpへ

※説明員がご案内します。各日、午前・午後各1団体ずつ予約可能(1団体は最大120人まで)

■お問い合わせ 浅川清流環境組合事業課 ☎042-506-2923



新施設全景(令和2年2月撮影)

都内コロナウイルス陽性患者 報道数 (4月2日18時30分現在)

都内感染者数 (東京都発表) 本日判明分: 97名 総数: 684名

別紙

◆令和2年4月2日18時30分時点

◆速報値のため、今後の調査状況により、変動の可能性がります。

1 患者の発生状況

総数		(内訳)	
濃厚接触者発生	海外渡航歴	調査中	
97	63	1	33

うち重症者	
	0

※1.濃厚接触者: 確症患者との接触歴があるもの

*2つの欄に該当する場合は、内訳と総数が一致しない場合がある。

<属性>

○年代

10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100歳以上	不明
2	4	19	15	20	14	9	10	3	1	0	0

○性別

男性	女性	不明
50	45	2

2 都内患者数 (累計)

総数	重症者	退院
684	18	56

【参考】区市町村別患者数 (都内発生分) (4月1日時点の累計値)

千代田	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区
3	19	40	30	4	19	5	12	24	23	16
世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾
54	21	18	30	10	7	2	6	21	10	14
江戸川	八王子	立川	武蔵野	三鷹	清瀬	国分寺	昭島	調布	野田	羽生
8	4	0	4	7	1	1	0	1	10	2
小平	日野	東村山	西武野	国立	福生	狛江	東大塚	清瀬	東大塚	武蔵村山
2	4	0	0	0	0	0	1	0	1	0
多摩	稲城	羽村	あきる野	東大塚	瑞穂	日の出	瑞穂	多摩	大宮	国分寺
0	3	3	0	9	0	0	0	0	0	0
新島	神奈川	三宅	御蔵島	八丈	清	島	小笠原	都立	調布	中野
0	0	0	0	0	0	0	0	20	118	

※永青総合病院関連106を含む

No.	性別・年代	居住地	発症日	発症時刻	発症場所	備考
588	40代 男性		4月2日 (水)			
589	20代 男性		4月2日 (水)			
590	50代 男性		4月2日 (水)			
591	50代 男性		4月2日 (水)			
592	30代 女性		4月2日 (水)			
593	60代 女性		4月2日 (水)			
594	50代 男性		4月2日 (水)			
595	10歳未満 女性		4月2日 (水)			
596	30代 男性		4月2日 (水)			
597	30代 男性		4月2日 (水)			
598	30代 女性		4月2日 (水)			
599	50代 女性		4月2日 (水)			
600	30代 男性		4月2日 (水)			
601	20代 男性		4月2日 (水)			
602	20代 男性		4月2日 (水)			
603	30代 女性		4月2日 (水)			
604	20代 女性		4月2日 (水)			
605	20代 女性		4月2日 (水)			
606	20代 男性		4月2日 (水)			
607	20代 男性		4月2日 (水)			
608	20代 女性		4月2日 (水)			
609	30代 男性		4月2日 (水)			
610	30代 女性		4月2日 (水)			
611	10代 女性		4月2日 (水)			
612	50代 女性		4月2日 (水)			
613	20代 女性		4月2日 (水)			
614	40代 女性		4月2日 (水)			
615	50代 男性		4月2日 (水)			
616	30代 男性		4月2日 (水)			
617	30代 女性		4月2日 (水)			
618	40代 男性		4月2日 (水)			
619	40代 女性		4月2日 (水)			
620	20代 男性		4月2日 (水)			
621	20代 女性		4月2日 (水)			
622	40代 女性		4月2日 (水)			
623	20代 女性		4月2日 (水)			
624	40代 女性		4月2日 (水)			
625	30代 男性		4月2日 (水)			
626	50代 男性		4月2日 (水)			
627	20代 女性		4月2日 (水)			
628	10代 女性		4月2日 (水)			
629	50代 女性		4月2日 (水)			
630	40代 男性		4月2日 (水)			
631	50代 男性		4月2日 (水)			
632	40代 女性		4月2日 (水)			
633	50代 女性		4月2日 (水)			
634	60代 男性		4月2日 (水)			
635	60代 男性		4月2日 (水)			
636	50代 男性		4月2日 (水)			
637	50代 女性		4月2日 (水)			
638	70代 女性		4月2日 (水)			
639	不明		4月2日 (水)			
640	70代 不明		4月2日 (水)			
641	30代 女性		4月2日 (水)			
642	10代 女性		4月2日 (水)			
643	70代 男性		4月2日 (水)			
644	40代 男性		4月2日 (水)			
645	60代 男性		4月2日 (水)			
646	30代 男性		4月2日 (水)			
647	40代 男性		4月2日 (水)			
648	20代 男性		4月2日 (水)			
649	20代 男性		4月2日 (水)			
650	60代 男性		4月2日 (水)			
651	60代 男性		4月2日 (水)			
652	40代 男性		4月2日 (水)			
653	20代 女性		4月2日 (水)			
654	40代 男性		4月2日 (水)			
655	70代 男性		4月2日 (水)			
656	40代 女性		4月2日 (水)			
657	40代 男性		4月2日 (水)			

居住地、居住地、居住地、居住地等は、
現在、調査中です。

都内コロナウイルス陽性患者 報道数 (4月2日18時30分現在)

都内感染患者 (東京都発表) 本日報明分: 97名 総数: 684名

№	性別	年齢	居住地	発表日	発表時間	発表場所	発表者	備考
653	4月2日 (水)	40代 男性						
654	4月2日 (水)	50代 男性						
655	4月2日 (水)	30代 女性						
656	4月2日 (水)	40代 女性						
657	4月2日 (水)	80代 女性						
658	4月2日 (水)	40代 男性						
659	4月2日 (水)	70代 男性						
660	4月2日 (水)	30代 男性						
661	4月2日 (水)	60代 男性						
662	4月2日 (水)	30代 男性						
663	4月2日 (水)	70代 男性						
664	4月2日 (水)	30代 男性						
665	4月2日 (水)	60代 男性						
666	4月2日 (水)	30代 男性						
667	4月2日 (水)	70代 男性						
668	4月2日 (水)	50代 男性						
669	4月2日 (水)	70代 女性						
670	4月2日 (水)	50代 男性						
671	4月2日 (水)	40代 男性						
672	4月2日 (水)	20代 男性						
673	4月2日 (水)	70代 女性						
674	4月2日 (水)	70代 女性						
675	4月2日 (水)	30代 女性						
676	4月2日 (水)	20代 女性						
677	4月2日 (水)	40代 女性						
678	4月2日 (水)	40代 女性						
679	4月2日 (水)	20代 女性						
680	4月2日 (水)	70代 女性						
681	4月2日 (水)	80代 女性						
682	4月2日 (水)	20代 女性						
683	4月2日 (水)	40代 女性						
684	4月2日 (水)	90代 男性						

<4月2日 訂正>

事務連絡
令和2年3月31日

各区市町村広報所管課長 殿

東京都政策企画局政策調整部

新型コロナウイルス感染症対策広報担当課長

「新型コロナウイルス感染症対策に係る外出自粛啓発ポスター」掲出について（依頼）

平素より東京都の行政運営に多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けまして、都民に一層の外出自粛、特に夜の繁華街への外出自粛を呼びかけるべく、ポスターを作成いたしました。大変恐縮ではございますが、可能な範囲で、貴自治体庁舎及び所管施設等へのポスター掲出につきまして、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

貴自治体庁舎及び所管施設等への「新型コロナウイルス感染症対策に係る外出自粛啓発ポスター」の掲出

2 依頼目的

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、夜の外出自粛を幅広く呼び掛けるため

3 デザイン

別添のとおり

4 大きさ・枚数

データによりお送りしますので、大変恐縮ですが、印刷の上、掲出をお願いいたします。

5 掲出希望期間

令和2年4月3日（金）～4月12日（日）予定

【問い合わせ先】

政策企画局政策調整部政策調整課 宮崎・大場

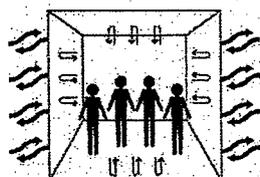
電話：03-5388-2203

東京都からの新型コロナウイルス感染症に対するお願い

夜間の外出自粛のお願い

夜の街での集団感染が多く発生しています。
一人一人の行動が、みんなの命を救います。
この難局を一緒に乗り越えていきましょう。

NO!!3密



密 閉 空 間



密 集 する 場 所



密 接 した 会 話

新型コロナウイルス感染症対策サイト

<https://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp>



 東京都